瀬戸市建築計画概要書、建築基準法令による処分の概要書及び開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市規則第３０号

瀬戸市建築計画概要書、建築基準法令による処分の概要書及び開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

瀬戸市建築計画概要書、建築基準法令による処分の概要書及び開発登録簿閲覧規則（平成３年瀬戸市規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（閲覧時間） 第３条　計画書等の閲覧時間は、午前９時から午後４時までとする。	（閲覧時間） 第３条　計画書等の閲覧時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。